○浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱

平成17年10月1日告示第65号 改正 平成19年3月30日告示第51号 平成30年3月16日告示第33号 平成30年12月26日告示第191号

(目的)

第1条 この告示は、市内の狭あい道路の拡幅整備を市民の理解と協力のもとに促進するために必要な事項を定めることにより、良好な住環境の確保と安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 狭あい道路 市道認定路線で、建築基準法(昭和25年法律第201号。 以下「法」という。)第42条第2項に規定する道路及び特定行政庁がこれ に準ずるものと認める道路
 - (2) 道路後退線 法第42条第2項及びこの告示により境界線とみなされる線
 - (3) 道路後退用地 狭あい道路の境界線から道路後退線までの間の用地
 - (4) 道路後退杭等 道路後退線上の主要な位置に設ける境界標示杭又は標示ピン
 - (5) 建築物 法第2条第1号に規定するもの(これに附属する門又は塀を除く。)
 - (6) 工作物等 建築物に附属する擁壁、門、塀、生垣、立木等
 - (7) 建築行為等 建築物にかかわる法第6条第1項に規定する確認の申請 を要する行為又は道路後退用地内の工作物等の除去、移植若しくは道路 後退用地に接する擁壁等の築造(敷地が狭あい道路より高いものに限る。)
 - (8) 建築主等 建築行為等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者及びその土地について権利を有する者

(適用の範囲)

- **第3条** この事業の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する場合で、 市長が認めるものとする。
 - (1) 建築主等が、狭あい道路に接する土地で建築行為等(立木のみの除去 又は移植を除く。)を行う場合において、道路後退用地を道路用地とし

て市に無償で提供する場合

(2) 前号によりこの事業の適用を受ける用地(以下「事業実施用地」という。)の周辺の土地(事業実施用地の両側、対面若しくは対面用地の両側の用地又は事業を実施する用地に連続して事業を実施することができる用地に限る。)の所有者が、当該事業に併せて道路後退用地を道路用地として市に無償で提供する場合

(適用の除外)

- **第4条** この事業は、建築主等が次の各号のいずれかに該当するときは、適用 しない。
 - (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる団体であるとき。
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に定める開発行為を行う者又はこれを行った者であるとき。
 - (3) その他市長が適用しないと認めたとき。

(計画の申請)

- 第5条 建築主等は、事業の適用を受けようとするときは、その拡幅整備について、あらかじめ狭あい道路拡幅整備計画(変更)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 建築計画概要書の写し等
 - (2) 道路後退用地無償提供申出書(様式第2号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第2号の道路後退用地無償提供申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 公図の写し
 - (2) 土地の登記事項証明書
 - (3) 地積測量図
 - (4) その他市長が必要と認める書類 (平30告示33・一部改正)

(計画の審査及び承認通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、狭あい道路拡幅整備計画承認(変更)通知書(様式第3号)により建築主等に通知するものとする。

(道路後退杭等の設置)

第7条 市長は、前条に規定する承認をしたときは、建築主等に道路後退杭等 を支給するものとする。

- 2 建築主等は、支給された道路後退杭等を道路後退線上に設置するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する杭の設置に先立ち関係者の立会により市道の中心 線等を確定し、標示するものとする。

(費用の助成)

- 第8条 市長は、第6条に規定する承認をしたときは、建築主等が行う道路後退用地の分筆及び登記に要した費用(所有権にかかわるものに限る。)又は建築行為等(工作物等にかかわるものに限る。)に要した費用について、助成するものとする。
- 2 前項に規定する助成金の額は、別表に掲げる基準により算出した額(助成金額の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とし、助成金の総額については、予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

- 第9条 助成金の交付を受けようとする建築主等(以下「申請者」という。) は、狭あい道路拡幅整備助成金交付(変更)申請書(様式第4号)に次に掲 げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 案内図
 - (2) 既存及び新設の工作物等の配置図、断面図、写真等
 - (3) 建築行為等に係る見積書等の写し
 - (4) 分筆及び登記に係る見積書等の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類 (平30告示33・一部改正)

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、狭あい道路拡幅整備助成金交付決定(変更)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(計画等の変更)

第11条 第5条、第6条、第9条及び前条の規定は、変更をしようとする場合に 準用する。

(取下げ)

第12条 建築主等は、第6条に規定する承認通知を受けた後において、申請等を取り下げようとするときは、狭あい道路拡幅整備計画取下届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、登記等の手続き開始後又は助成金交付後は、取り下げることができないものとする。

(完了届)

- 第13条 建築主等は、事業が完了したときは、速やかに狭あい道路拡幅整備 完了届(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければな らない。
 - (1) 工事完了写真
 - (2) 建築行為等に係る請求書の写し
 - (3) 分筆及び登記に係る請求書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類 (平30告示33・一部改正)

(助成金の交付額の確定等)

第14条 市長は、前条の完了届を受けたときは、当該届出を受理した日から7日以内に、審査、実地調査等によりその届出に係る助成金事業の成果が助成金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、狭あい道路拡幅整備助成金確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(平30告示191·全部改正)

(助成金の請求等)

- 第15条 助成金は、建築主等が事業を完了し、検査に合格した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。
- 2 建築主等は、助成金の交付の請求をしようとするときは、狭あい道路拡幅 整備助成金交付請求書(様式第9号)に市長が必要と認める書類を添えて、 市長に提出しなければならない。

(平30告示33・平30告示191・一部改正)

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、助成金の返還を命ずるものとする。

(道路後退用地の整備及び維持管理)

第17条 市長は、提供を受けた道路後退用地については、舗装整備等を行い、 維持管理をするものとする。

(設計者等の責務)

第18条 法第2条に規定する設計者、工事監理者及び工事施工者等は、建築主 等に対し必要な助言及び指導を行い、第1条に掲げる目的が達成できるよう に努めなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱(平成11年浜田市告示第17号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年3月30日告示第51号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請 に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月16日告示第33号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月26日告示第191号)

この告示は、平成30年12月26日から施行する。

別表 (第8条関係)

(平19告示51・全改)

助成対象経費	基準額
分筆及び登記(後退用地の分筆及	実費 (限度額は200,000円)
び登記に係るものに限る。)に要	
する経費	
コンクリートブロック塀等の除去	1m当たり7,500円
に要する経費(基礎取壊し及び発	
生材の処分に要する経費を含む。)	
板塀、フェンス等の除去に要する	1m当たり2,300円
経費(基礎取壊し及び発生材の処	
分に要する経費を含む。)	

門柱、門扉等の除去に要する経費	1m当たり11,000円	
(基礎取壊し及び発生材の処分に		
要する経費を含む。)		
生垣等の除去又は移植に要する経	高さ1m程度以上	1m 当たり12,000
費	のもの	円
	上記以外のもの	1m当たり6,000円
立木の除去又は移植に要する経費	目通り幹周15cm	1本当たり17,500
	以上で高さ2m程	円
	度以上のもの	
	上記以外で高さ	1本当たり10,000
	50cm以上のもの	円
コンクリート擁壁等の除去に要す	段差20cm以下の	1m当たり950円
る経費(基礎取壊し及び発生材の	もの	
処分に要する経費を含む。)	段差20cmを超え	1m当たり4,700円
	1m以下のもの	
	段差1mを超える	1m当たり9,500円
	もの	
擁壁等の設置に要する経費	段差20cm以下の	1m当たり5,900円
	もの	
	段差20cmを超え	1m 当たり19,000
	1m以下のもの	円
	段差1mを超える	1m当たり28,000
	もの	円
その他	市長が特に必要	市長が定める額
	と認めたもの	

備考 基準額は、消費税及び地方消費税が含まれた額とする。

様式第1号(第5条、第11条関係)

狭あい道路拡幅整備計画(変更)申請書													
										年	月		日
沙	兵田市長	様											
						ョ 請 者 建築主等		名	()		_		
浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第5条第1項(第11条)の規定に基づき、拡幅整備計画 (変更)を申請します。併せて、道路後退杭等の支給を申請します。													
敷均	地の地名地番	香 浜田市											
土生住	地所有者の 所 氏 名							電	話()			
後退	現況幅員				m	市社	道の名詞	陈		市道			号線
遊道路	境界査定の	□土地家屋調査士調査済(調査士氏名:)											
邱	有 無	□道路管	管理者	首確認済	□未		□調査	至予定	至(左	F	月	目)
	有 無 後 退 幅	□道路管	学理者		□未 延長		□調査 m 面			F (2)	月	日)
後退用	, .	□CB塀等	等 等 (除		延長 □板			積 □門		2)	月 二立)
後退	後 退 幅 後退用地内 等の工作物	□CB塀等 □擁壁等	等 等 (除	m (3	延長 □板	張調査 延塀等)		積 □門	m 月柱、門	2))
後退用	後 退 幅 後退用地内 等の工作物 等 の 種 類 道路と敷地	□CB塀等 □擁壁等 □その他	等 等 (除	m (3 去・築造 m)	延長 □板	万塀等)	m 面	積 □ 門 □ 生	m 月柱、門	2)			日
後退用地後	後 退 機 り り り し り し り し り し り し り り し り り し り り し り り し り り し り	□CB塀等 □擁壁等 □その他	等 等 (除	m (3 去・築造 m)	延長 □板 i)	万塀等)	m 面	積 □ 門 □ 生	m 月柱、門	²) 扉等 年		江木	

- 1 建築計画概要書の写し等
- 2 道路後退用地無償提供申出書
- 3 その他
- 注 ※印欄は、記入しないでください。

		道路後	退用地無償	提供申出	書				
							年	月	日
浜田市長	様								
			届 出 (土地所有和	皆等) 足	E 所名 話	()			
浜田市狭あい道の土地を市道用地なお、この土地 て解決します。	也として無	償提供し	ます。						
土地所有者又は 相続人住所氏名					電	話()		
		無 償	提供土地	1の表	示				
土地の地名は	也番	地目	提供面積 (m²)	所有権 の 権		6	荆	ā	垮
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄								

- 1 公図の写し
- 2 土地の登記事項証明書
- 3 地積測量図
- 4 その他
- 注 無償提供の面積は、概算で記入してください。 ※印欄は、記入しないでください。

				狭あい	道路拡幅	整備計画	画承認(変	更) 通	知書					
										4	年	月	F	1
				様										
							浜	∃市县	툿				E	[]
				道路拡幅整備 更) したので										富整
申住		者氏	の 名											
敷均	他の地	名地	也番	浜田市										
	地所有 所													
後退	確定	「幅	員			m	市道の名	5称		Ħ	方道		号線	
後退道路	境界 有	查定	<u>ぎ</u> の 無	□土地家屋 □道路管理				: 査予	定(年	月 月)	日)	
後	後:	退	幅		m (延長	m Ī	面積		m^2)				
退用	後退等の等の	工作	三物	□CB塀等 □擁壁等(防 □その他(法・築造	□板塘 些)	字等)		門柱、 生垣等			□立∶	木	
地	道路の 高			□有(m)		□無							
後 支	退	杭 本	等 数			本	支給年月	月日			年	月		日
承	認	番	号	第	号		承認年月	月日			年	J.]	日
備			考											

様式第4号(第9条、第11条関係)

狭あい道路拡幅整備助成金交付(変更)申請書													
									年	月	日		
浜田市長	桪	ŧ											
					申 請 者 建築主等		氏	名					
電 話() 一 浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第9条(第11条)の規定に基づき、助成金の交付(変更)を申請します。													
敷地の地名地番 浜田市													
□分筆及び登記													
			助成対象	象工作	乍物等。	のり	明細						
種 類	内	容	高さ	(m)	長る	さ (r	n)	数	量	備	考		
				! ! !									
				! ! !									
				1 1 1 1 1									
				1 1 1 1 1									
				; ; ; ;									
				i i i									
※ <i></i>		※ 交付		年	月	日	※加		_	_	_		
 		決定		第		号	※処理欄						

- 1 案内図
- 2 既存及び新設の工作物等の配置図、断面図、写真等
- 3 建築行為等に係る見積書等の写し
- 4 分筆及び登記に係る見積書等の写し
- 5 その他
- 注 ※印欄は、記入しないでください。

			狭あい道	路拡幅整備助	成分	全交付決	:定(変	更) 通知書	i Î				
									年	月	日		
			様										
							浜田市	長			印		
	浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第9条(第11条)の規定に基づく助成金の交付(変更)申請について、次のとおり決定したので、第10条(第11条)の規定により通知します。												
申請者の住所氏名 電話() 一													
敷地の	地名	地番	浜田市										
助成效	†象の	種別	□分筆及 □CB塀等 □擁壁等 □その他		主、門	扉等							
				助成対象	L 作	物等の	明細	_					
種	類	内	容	高 さ(m)		長さ	(m)	数	量	備	考		
							:						
分筆が要した							円	助成額台	計				
工作物助		去費の	-				円						
後退後 等の築							円				円		
通	· 知	备 另	身 第	号	通	知 年	月		年	三月	月		

様式第6号(第12条関係)

		狭あい道路拡幅整備計画取下届										
			£	手 ,	月 日							
Ž.	兵田市長	镁										
		届出者 住 所 氏 名 電 話()	_								
-	次の申請は、都合により取り下げたいので、浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第12 条第1項の規定により届け出ます。											
敷地	地の地名・番地	浜田市										
申	請書の種類	□ 狭あい道路拡幅整備計画(変更)申請書 □ 狭あい道路拡幅整備助成金交付(変更)申	請書									
申	請年月日	計画(変更)申請書 助成金交付(変更)申請書	年 年	月 月	日日							
※受付欄		※ 処理 欄										

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第7号(第13条関係)

	狭あい道路拡幅整備完了届												
					年	月	日						
浜田市長	様												
)	_											
浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第13条の規定に基づき、完了届を提出します。													
敷地の地名・番地	浜田市												
事業の計画承認 (変 更) 年 月 日		年 年	月 月 日	承認番号	第		号						
後退杭等の本数		本	設置年月日		年	月	日						
助成金の交付決定 (変 更) 年 月 日		年 年	月 月 日	交付番号	第		号						
助成対象の種別	□分筆及び登記 □CB塀等 □擁壁等(除去・ □その他(築	□板塀等 造) □生垣等)		柱、門扉 木	等							
完 了 年 月 日	年		月 日										
※ 受付欄	※ 処 理 欄												

- 1 工事完了写真
- 2 建築行為等に係る請求書の写し
- 3 分筆及び登記に係る請求書の写し
- 4 その他
- 注 ※印欄は、記入しないでください。

指令番号年月日

様

浜田市長

狭あい道路拡幅整備助成金確定通知書

年 月 日付けで完了届のありました狭あい道路拡幅整備助成金ついては、下 記のとおり助成金の額を確定しましたので、浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第14条の 規定により通知します。

記

 1 助成金の交付決定通知額
 円

 2 助成対象経費の精算額
 円

 3 助成金の交付確定額 (交付確定額) - (交付決定通知額)
 円

様式第9号(第15条関係)

狭あい道路拡幅整備助成金交付請求書

一金						円
----	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定通知のあった助成金

内	既 交 付 額	円
	今回請求額	円
訳	未交付額	円

浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱第15条第2項の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所 氏名

(F)

助成金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金	融	機関	名																
同	店	舗	名						7	本店	・本	所	・支店	・支	所·	出引	訮	• 代	理店
預	金	種	Ħ	1	普通	2	当屋	Ĕ	3	そ	の他	1 ()				
П	座	番	号																
				フリ	リガナ														
	座 :	名 義	Т																
	/	11 4%	<i>,</i> ,																